

千歳館利活用に係る サウンディング型市場調査 説明・見学会

山形市
令和3年11月



1. 山形市 挨拶
2. (株)千歳館 挨拶
3. 山形市及び千歳館の概要と
 サウンディング型市場調査について
4. 調査にあたっての考慮事項について
 - 中心市街地活性化
 - 山形の料亭文化とやまがた舞子
 - 都市計画と「七日町歴史と文化活用街区整備事業」
 - 「（仮称）花小路公園整備事業」
5. 質疑応答
6. 現地見学

1. 山形市及び千歳館の概要

(1) 市の概要

○山形市の位置 山形盆地の東南部
(南北40km、東西10km)

○面積 381.58km²

○人口 246,259人
(令和3年10月1日推計人口)

○世帯数 103,344戸

○市政施行 明治22年4月(市政施行132周年)

○気象 昭和8年7月25日 40.8℃を記録
(平成19年8月15日まで日本最高気温)

○市の木 ナナカマド

○市の花 ベニバナ



(2) 主な文化

○まつり、イベント

国道112号を中心に江戸時代初期から行われている初市をはじめ、東北の夏祭りの一つ山形花笠まつり等のまつり、イベントが数多く開催されている。

○料亭文化とやまがた舞子(後述)

○やまがたの食文化

山形には、さくらんぼ、ラ・フランス、ぶどう、りんごなどの果物や芋煮、青菜(せいさい)漬、もってのほか(菊の一種)、だし、どんどん焼き、玉こんにゃく、そば、冷やしラーメンなどの食文化が育まれている。



花笠まつり



初市



芋煮



青菜漬



そば



どんどん焼き

1. 山形市及び千歳館の概要

(3) 主な歴史的・文化的資源

○文翔館

大正5年6月に県庁として建てられたイギリス・ルネサンス様式を基調としたレンガ造りの建物。昭和59年に国の重要文化財に指定。



○郷土館（旧済生館本館）

明治11年9月に建てられた擬洋風の病院建築物。昭和41年に国の重要文化財に指定。移築復原工事を経て、昭和46年に山形市郷土館として開館。現在は郷土史、医学関係資料を展示している。



○山形五堰

中心市街地を網の目のように流れている農業用水堰。笹堰、御殿堰、八ヶ郷堰、宮町堰、双月堰の五つの堰の総称をいう。寛永元年（1624年）築造したとされる。



○蔵（蔵店・蔵座敷・荷蔵）

庄内を經由して海上交通により上方からもたらされたものと、参勤交代などにより江戸からもたらされものが蔵の流れを形成しており、山形固有の文化遺産であるといわれている。



1. 山形市及び千歳館の概要

(4) 千歳館の歴史について

- 明治9年 初代澤渡吉兵衛が創業
- 明治44年 薬師大火で全館を消失
- 大正4年 二代目吉兵衛が現在地に鹿鳴館調の料理店を再建
- 昭和47年 レストラン「ちとせ」開店
ビアガーデン「百花園」開店
- 昭和60年 全館改装
「千歳食堂」を「和風クラブ松の家」に変更
- 平成12年 「和風クラブ松の家」を多用途対応の鹿鳴館ホールに改装
- 平成23年 「レストランちとせ」を「山形美味しいもの研究所素仁庵」に改装
- 令和3年8月 休業発表
- 令和3年10月 山形市への建物の寄附と、（仮称）花小路公園として整備する方針を、山形市とともに発表



1. 山形市及び千歳館の概要

(5) 千歳館の施設概要について

- 敷地 面積 約2,500㎡
市が取得予定 (R4年度中)
- 建物 市に寄附予定 (時期未定)

○建物1 主屋

木造2階建・鉄板葺
建築面積：380㎡
建築年：大正4年築(106年)
一階：客間2、ラウンジ、
会議室、帳場
二階：120畳の大広間、
ステージ有
特徴：鹿鳴館調の洋風の外観
昭和初期の社交場として賑
わった。戦後は一時米軍が接
収されるも昭和23年に再開。
玄関からラウンジに繋がる地
下通路も残存する。

○建物2 ちとせ

木造平屋建・鉄板葺
建築面積：88㎡
建築年：昭和5年
特徴：総ひのき造りの25畳の客間。
以前は浴室であった4畳半程度の小
部屋とトイレもあり。戦時中は一時
建物疎開で解体・移転も、戦後に再
建された。



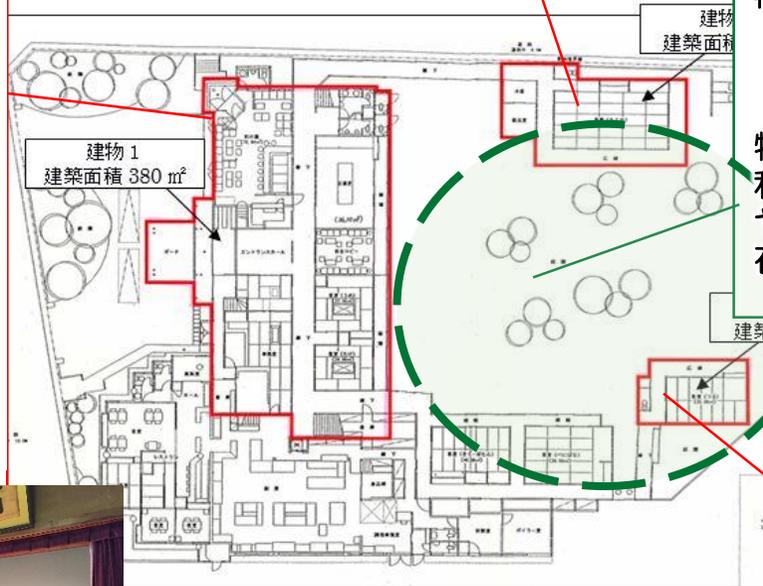
○庭園

樹木種：ヒマラヤ杉
ソメイヨシノ、
枝垂桜、モミジ、
ヒバ、ザクロ等
特徴：中央に噴水のある純
和風庭園。以前、夏場はビ
ヤガーデン営業もしていた。
石碑等あり。



○建物3 つる

木造平屋建・鉄板葺
建築面積：42㎡
建築年：昭和2年
特徴：14畳の客間。昭和2
年に山形第一小学校で開催
された全国産業博覧会の踊
り舞台として建築され、そ
の後千歳館に移築された。



2. サウンディング型市場調査

(1) 調査の趣旨（背景・コンセプト）

■背景

歴史
文化財

料亭
文化

■期待される機能

公園空白
地解消

憩い
の場

観光

賑わい
創出

伝統芸能
継承

千歳館には、歴史的背景、期待される機能が多く存在
民間活力により伝統文化の継承や歴史的建造物の魅力や価値を高め
るため、建物のリノベーションや運営を行うことで、まちの賑
わいや交流を促進



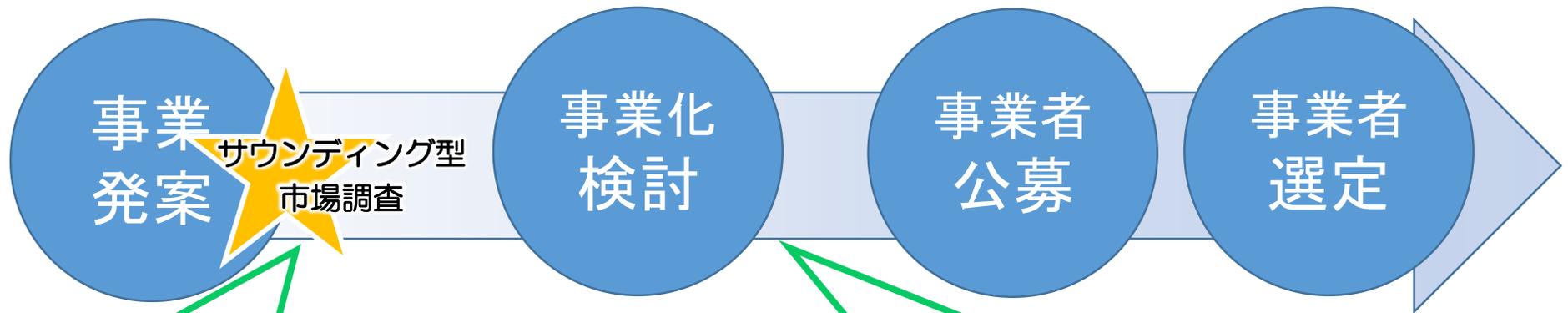
■コンセプト

伝統文化の継承と癒しの空間創造による
賑わい創出及び交流人口の拡大

2. サウンディング型市場調査

(2) サウンディング型市場調査とその事業段階について

サウンディング型市場調査とは、公的不動産の利活用や公共事業への民間活力の導入等の検討にあたり、民間事業者の皆様と**対話を通して広く意見や提案を求める**ことにより、実現性が高く事業効率のよい公募条件を把握する**市場調査**。



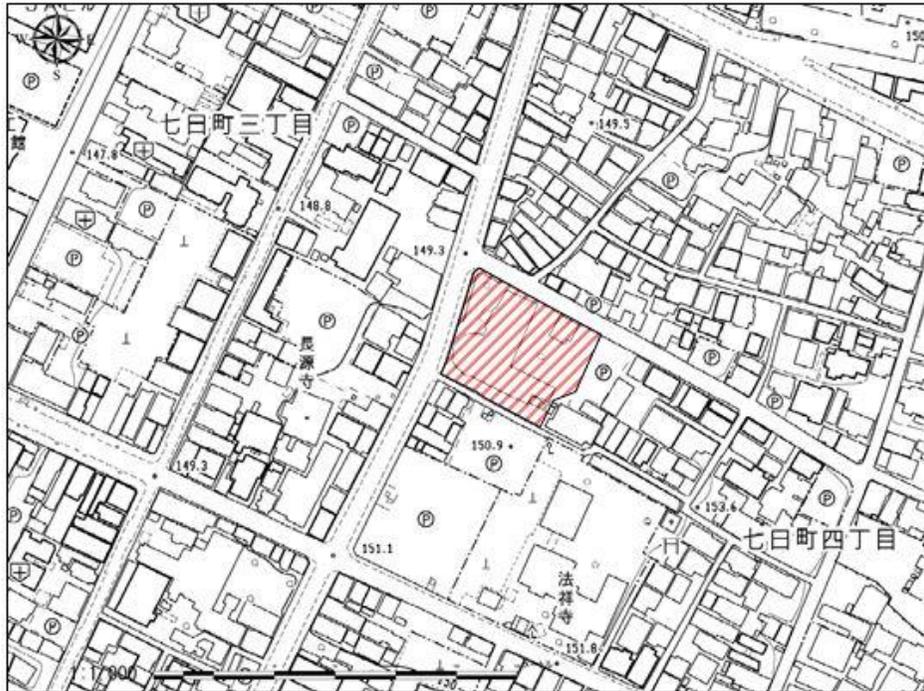
当調査は、今後の事業検討のため、民間事業者の皆様から、**民間事業として実現可能なアイデア等**について幅広く**対話**を行うことを目的としています。

サウンディング実施後は、参加事業者からの提案、意見等を踏まえて事業化の方針、公募条件等を検討し、**条件が整った段階で事業者公募**を行います。

2. サウンディング型市場調査

(3) 調査対象地・建物

調査対象地・建物は、下記「千歳館」敷地及び建物（建物1～3）とします。



【所在地】

山形県山形市七日町四丁目9番2号

【対象敷地面積】

約2,500㎡

※一部都市計画施設予定区域を含む

【建物】

建物1, 2, 3は、国登録有形文化財



山形市都市公園条例（昭和42年市条例第14号）第2条の5第3号の規定により、国登録有形文化財の建築面積は公園敷地面積の100分の20が限度



全ての建物を利活用する場合、建築面積が敷地面積の100分の20を超えるため、建物1及び建物2の利活用、または建物1及び建物3の利活用を原則とする。

2. サウンディング型市場調査

(4) 活用の条件（留意事項1）

前述のコンセプトを踏まえ、
次の事項を考慮した提案を募集します。

- 建物1については、「やまがた舞子」の演舞場、稽古場、控室などの使用を想定すること。なお、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく運営とすること。
- 建物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく登録有形文化財のため、法や規則に則った運営とすること。
- 市の政策（中心市街地グランドデザイン（料亭文化ゾーン））を踏まえたリノベーション、運営を行うこと。
- 公園整備を除き、民間事業（資金調達、計画、設計、施工、管理、運営、解体等）としての実施を原則とすること。
- 公的資金の活用も検討すること。
- 対象地・施設の所有形態についても提案すること。

2. サウンディング型市場調査

(4) 活用の条件（留意事項2）

- 周囲の景観に配慮した事業とすること。
- 現在の「料理店」部分の内、200㎡を超える部分を物販店舗、飲食店、集会場、展示場、旅館などの特殊建築物の用途に変更する場合、用途変更の確認申請が必要となる。
- 集会場として利用する場合、室の床への積載荷重が現況よりも大きくなり、構造上の大規模な改修が必要となる。
- 用途に応じた消防用設備等の設置が必要となる。
- 用途変更の場合は、現行法に適合するよう、防火・避難規定等で内装や窓の改修が必要となる場合がある。
- 耐震診断、耐震改修工事については、法的には努力義務とな

※考慮を期待したい事項（中心市街地活性化、山形の料亭文化とやまがた舞子、都市計画と「七日町歴史と文化活用街区整備事業」、「（仮称）花小路公園整備事業」については、後述します。

※主な関連計画については、山形市ホームページでご確認ください。

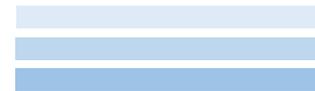
2. サウンディング型市場調査

(5) 提案内容（対話）

■ 主な対話内容

- ① 事業の概要
- ② 伝統文化（山形芸妓・やまがた舞子等）の継承・活用に係る取組
- ③ 中心市街地活性化や賑わい創出に向けた取組
- ④ 事業の役割分担
- ⑤ 概算事業費・資金計画
- ⑥ 事業期間・想定スケジュール
- ⑦ 契約方法
- ⑧ 課題や参入障壁
- ⑨ 活用条件の緩和・行政の支援
- ⑩ 地域経済への貢献
- ⑪ その他 等

2. サウンディング型市場調査



(6) 今後の予定（全体スケジュール）

内 容	日 程
質問の受付	令和3年12月6日（月）～ 12月10日（金）
質問への回答	令和3年12月17日（金）
対話への参加申込期間	令和3年12月6日（月）～ 12月24日（金）
対話の実施日時・場所の連絡	令和4年1月7日（金）
提案書等の提出	対話の日の5営業日前
対話の実施（1提案者1時間程度）	令和4年1月24日（月）～2月4日（金）
実施結果の公表	令和4年3月末（予定）

2. サウンディング型市場調査

(6) 今後の予定（申込方法）

■対話の申込

- 方法 様式2「エントリーシート」に必要事項を入力し、メールにて送付。
- メールタイトル 「千歳館利活用事業対話参加申込」
- 申込期限 令和3年12月24日（金）まで



■ヒアリングシートの提出

- 方法 様式3「ヒアリングシート」に必要事項を入力し、メールにて送付。
- メールタイトル 「千歳館利活用事業ヒアリングシート提出」
※提案の補足資料は「PDF」「Word」「Power Point」いずれかの形式のファイルとする（添付の場合10Mまで）。
- 提出期限 対話の5営業日前まで

- メールアドレス kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp
- 送付先 山形市役所企画調整課 担当あて

2. サウンディング型市場調査

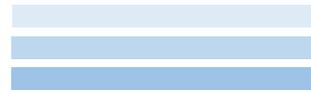
(7) 調査の取り扱いに係る留意事項

- 当該施設に関する公募を実施する場合、サウンディングへの参加実績について、有利に取り扱うことは行いません。ただし、公募条件等に反映されるような有用な提案については、本募集時に加点の対象とすることを検討します。

提案書の著作権及びその他の知的財産は、提案者に帰属します。ただし、今回の調査で得られた知的財産等の情報については、今後実際に事業を実施する場合、山形市が無償で使用できるものとします。

- サウンディングへの参加に伴う移動や書類作成及び提出等にかかる全ての費用は、参加事業者の負担とします。
- 対話の実施結果については、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮した上で、要旨を本市のホームページで公表します（参加事業者の名称は非公表）。

※その他、実施要領でご確認ください。



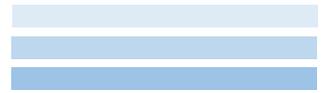
(8) 最後に

本事業は、まだ検討段階で、白紙の状態です。

千歳館の利活用が、まちの賑わい創出や交流促進につながるよう、皆様のノウハウ、創意工夫を活かしたアイデアを是非ご提案ください。

皆様のご参加をお待ちしております！

3. 中心市街地活性化



(1) 中心市街地活性化に係る計画について

■主な計画

- 平成20年度より中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地活性化を推進
- 平成31年2月に、中心市街地の将来ビジョンを示した

「中心市街地グランドデザイン」を策定

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	第1期中活計画 (H20.11~H26.10)						第2期中活計画 (H26.11~R2.10)						第3期中活計画 (R2.11~R8.3)					
													山形市中心市街地グランドデザイン (H31.2~)					

	中心市街地グランドデザイン	中心市街地活性化基本計画
計画期間	中長期	短期 (5年程度)
位置付け	中心市街地の将来ビジョンを示し、その達成を目指す計画	短期間に完了可能な事業を積み上げ、活性化を目指す計画

3. 中心市街地活性化

(2) 歴史・文化資源を活用した主な取り組み



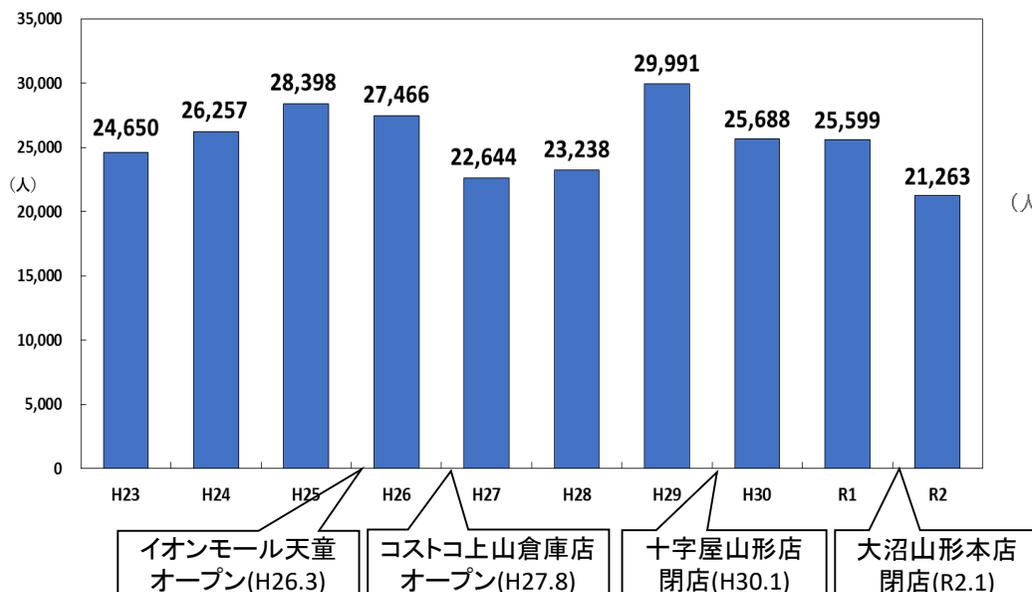
3. 中心市街地活性化

(3) 現状について（中心市街地の状況）

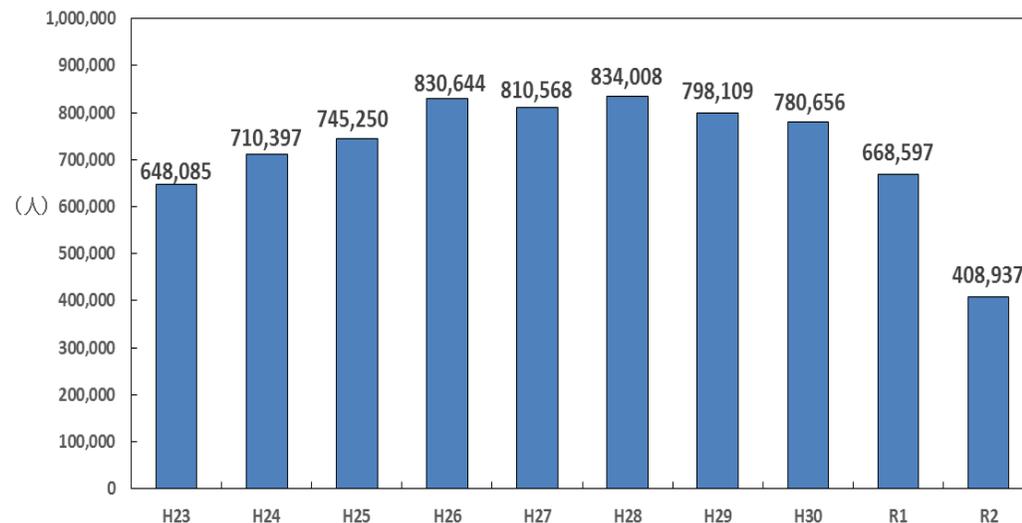
これまでの取組によって一定の効果があったものの

- ・歩行者通行量の減少
- ・街なか観光客の減少 など様々な課題が存在している

歩行者通行量 ※休日12地点



街なか観光客入込数



※6施設（文翔館、山形美術館、最上義光歴史館、紅の蔵、山形まなび館、gura）年間入込数

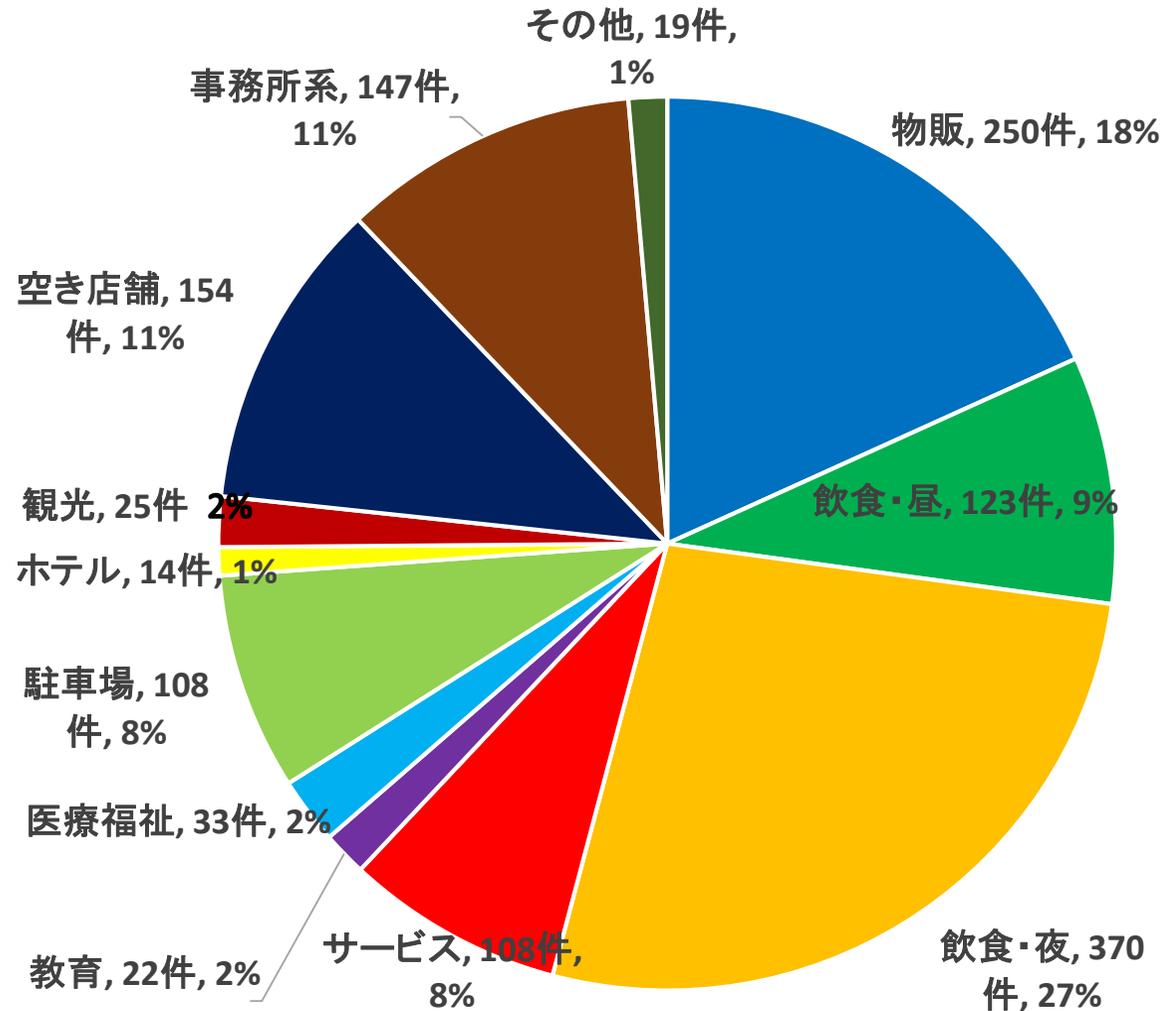
3. 中心市街地活性化

(4) 現状について（中心市街地内の店舗の業種構成）

令和2年6月末時点

業種構成調査

	H29	H30	R1	R2	前年比
物販	458	387	376	250	66.5%
飲食・昼夜	122	120	122	123	100.8%
飲食・夜	379	377	376	370	98.4%
サービス	110	111	112	108	96.4%
教育	23	22	22	22	100.0%
医療福祉	35	34	34	33	97.1%
駐車場	106	110	111	108	97.3%
ホテル	14	14	14	14	100.0%
観光	30	30	30	25	83.3%
空き店舗	137	136	137	154	112.4%
事務所系	141	139	146	147	100.7%
その他	20	20	20	19	95.0%
合計	1,575	1,500	1,500	1,373	91.5%



3. 中心市街地活性化

(5) 中心市街地グランドデザイン（平成31年2月策定）について

目的 中心市街地活性化の将来像（グランドデザイン）を示し、その実現手段を明らかにすることで、中心市街地に新たな投資や人の流入を促し、中心市街地の価値の向上を目指す

コンセプト 次世代へつなぐ魅力ある新しい「^ま^ち中心市街地」の創造
～ 商業・暮らし・ビジネス・観光・医療・文化の融合 ～

課題

1 商業依存からの脱却及び 適正な商業
売り場面積の検討

- ①商業、居住、ビジネス環境、観光、医療・福祉・子育て、文化芸術などの様々な分野の魅力向上
- ②「オーバーストア」の状態にある商業環境の改善

2 まちづくり手法の見直し

- ①「エリアマネジメント」の考え方の導入
- ②次世代のまちづくり人材の育成及び戦略的にまちづくりを推進していく新たな体制の構築

テーマと目指すべき方向性

1 商業の魅力の向上

2 居住・都市機能の強化

3 ビジネス環境の向上と企業誘致・創業支援

4 観光の振興とインバウンドの推進

5 医療・福祉・子育て環境の充実

6 文化・芸術活動の場としての充実

3. 中心市街地活性化

(6) 料亭文化ゾーンについて

千歳館は料亭文化ゾーンに位置

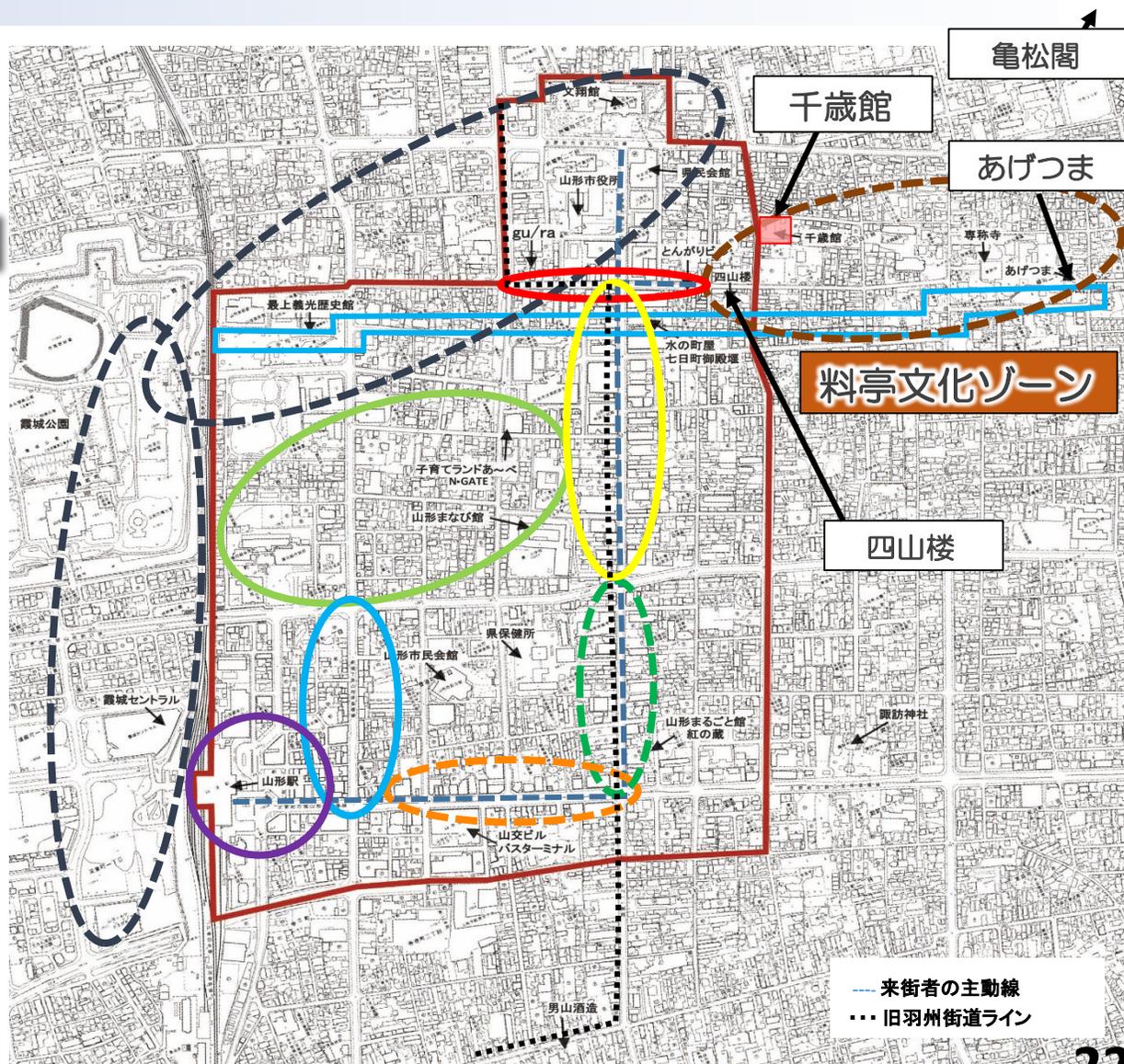
まちづくり機能の誘導イメージ (ゾーニング計画)

【戦略的計画ゾーン】(実線記載)

- 観光情報発信推進ゾーン
- 商業強化・居住推進ゾーン
- リノベーション強化ゾーン
- オフィス誘致・商業強化ゾーン
- 医療福祉・居住・子育て推進ゾーン
- 戦略的景観構築ブロック
(御殿堰修復エリア)

【方向性認定ゾーン】(点線記載)

- 居住・誘客推進ゾーン
- 商業補完・誘客推進ゾーン
- 歴史・文化推進ゾーン
- 料亭文化ゾーン



※中心市街地グランドデザインより

4. 山形の料亭文化とやまがた舞子

(1) 山形市の料亭文化について

- 近世後期以降、紅花交易の隆盛により財力を増した商人が取り入れた上方文化と山形の気候風土に基づく食とが結び付き、山形の料亭文化を形成。
- 料亭の数は、6軒から3軒に減少。

【現存する料亭】

- ①四山楼（1879～）七日町2丁目
- ②亀松閣（1889～）薬師町二丁目
- ③あげつま（1922～）緑町三丁目

《閉館した料亭》

- ④のゝ村（1873～2016）七日町四丁目
 - ⑤嘯月（1895～2018）十日町二丁目
 - ⑥千歳館（1876～2021）七日町四丁目
- 利用者が減少傾向にあったことに加え、コロナにより利用者がさらに減少。

4. 山形の料亭文化とやまがた舞子

(2) 山形の芸妓文化とやまがた舞子について

- 最盛期である昭和初期には150名以上の芸妓がいたが、昭和末期には10名程度にまで減少。
- 後継者育成のため、芸妓の組合である「山形芸妓置屋組合」と共存する形で、山形市企業32社の出資のもと「山形伝統芸能振興株式会社」（やまがた紅の会）が平成8年に設立され、「やまがた舞子」が誕生。
- 山形芸妓 演舞や演奏を披露。山形芸妓置屋組合所属。
- やまがた舞子 演舞やお座敷遊びなどを担当。
- やまがた芸子 主に演奏を担当。「やまがた舞子」卒業生ほか。

現在、舞子3名、芸子3名
募集を行ってはいるが、就業には至らず、
後継者不足が深刻な課題となっている。



すみれ 小雪 ことり

4. 山形の料亭文化とやまがた舞子

(3) 今後の展望について

- やまがた舞子活躍の場としての利用を想定しておりますが、「山形伝統芸能振興株式会社」と協議中であるため、条件が変更となる場合がございます。
- 必ずしも下のア～カに示す設備全てを専用かつ独立して備える必要はございません。やまがた舞子が演舞を披露するにあたって支障のない範囲でその他の用途と兼用させることが可能です。
- 「山形伝統芸能振興株式会社」や「山形芸妓置屋組合」の当施設への移転を前提としたものではございません。

<想定している設備・機能>

ア 演舞披露用の大広間（団体対応用）

イ 演舞披露用の個室（個人及び小規模人数対応用）

ウ 稽古場

エ 控室

オ 衣装などの収納スペース

カ 事務スペース

5. 都市計画と七日町歴史と文化活用街区整備事業

(1) 千歳館周辺の都市計画について

<都市計画に関する主な事項>

- 地域地区：商業地域
 (容積率400%又は500%、建蔽率80%)
 準防火地区
- 都市施設：都市計画道路 3・4・24号 諏訪町七日町線
 (当該区間の整備状況—未整備)



別記の都市計画規制の内、お調べの土地(矢印の先端)に関係するものは次の通りです。

- 市街化区域
 商業地域
 容積率 500%
 建蔽率 80%
 斜線制限(前面道路) 1.50
 斜線制限(隣地) 31m+2.5
- 準防火地区
 都市計画道路
 諏訪町七日町線
 駐車場整備地区
 駐車場附置義務条例
 七日町
 屋外広告物規制地域
 第3種普通規制地域
 景観類型
 中心市街地景観
 都市機能誘導区域
 居住誘導区域

別記の都市計画規制の内、お調べの土地(矢印の先端)に関係するものは次の通りです。

- 市街化区域
 商業地域
 容積率 400%
 建蔽率 80%
 斜線制限(前面道路) 1.50
 斜線制限(隣地) 31m+2.5
- 第5種高度地区
 高さ制限 45m
 準防火地区
 駐車場整備地区
 駐車場附置義務条例
 七日町
 屋外広告物規制地域
 第3種普通規制地域
 景観類型
 伝統市街地景観
 都市機能誘導区域
 居住誘導区域

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用下さい。お調べの土地が境界線付近の時は必ず係員にご確認下さい。

図面番号：qc493

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

令和 3年 11月 19日

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用下さい。お調べの土地が境界線付近の時は必ず係員にご確認下さい。

図面番号：qc493

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

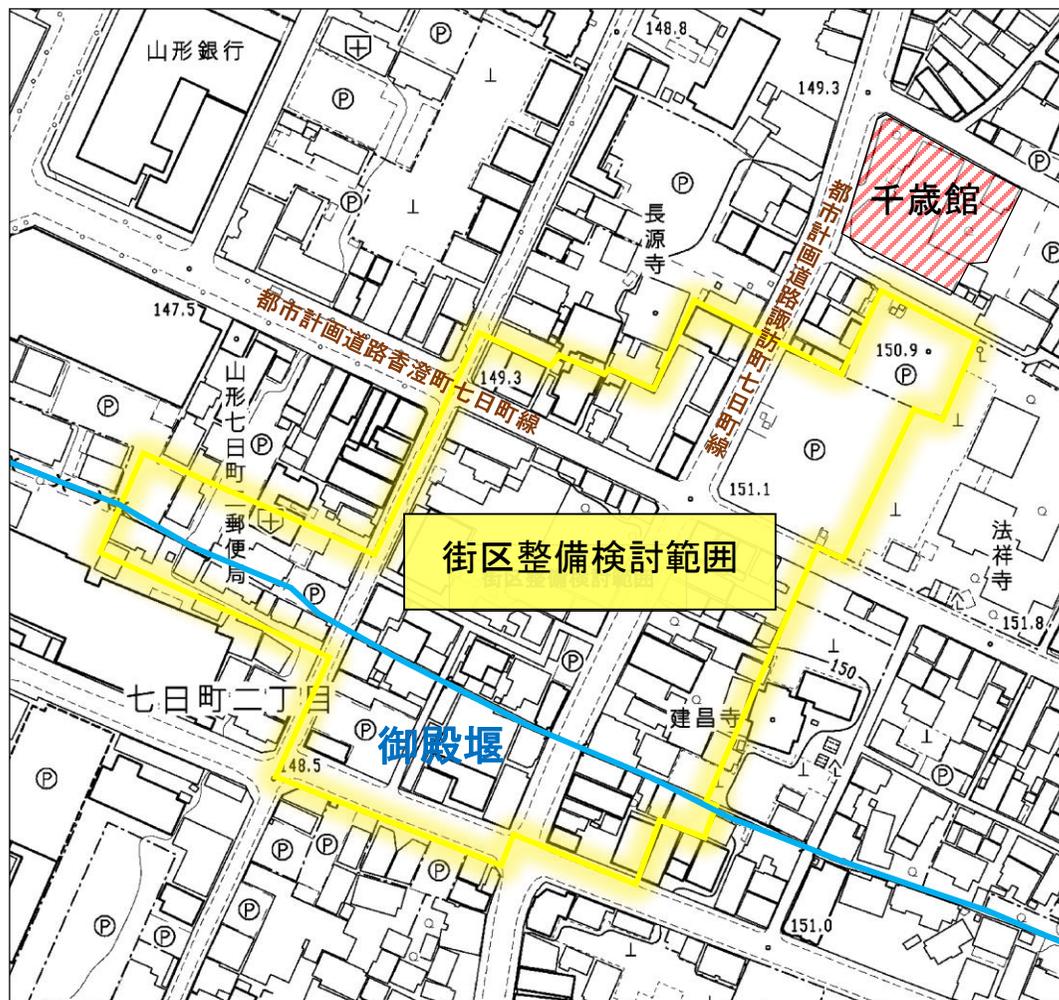
令和 3年 11月 19日

- 凡 例
- 第1種低層住居専用地域
 - 準住居地域
 - 市街化調整区域
 - 第2種低層住居専用地域
 - 近隣商業地域
 - 容積率
用途地域
建ぺい率
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 商業地域
 - 用途地域界
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 準工業地域
 - 都市計画道路
 - 第1種住居地域
 - 工業地域
 - 第2種住居地域
 - 工業専用地域

5. 都市計画と七日町歴史と文化活用街区整備事業

(3) 七日町歴史と文化活用街区整備事業について(1/2)

■事業検討区域



■街区整備事業のスケジュール

【令和3年度】事業区域の概定

事業実施計画調査

- ・物件補償調査及び算定
- ・権利者との個別ヒアリング
- ・基本設計(小径・広場等の整備)

【令和4年度】事業区域の確定

本格事業開始

- ・事業計画、換地計画
- ・基本設計(小径・広場等内の設備設計)
- ・事業認可取得

【令和5年度～】造成工事・移転等

【令和9年度頃】事業完了予定

5. 都市計画と七日町歴史と文化活用街区整備事業

(4) 七日町歴史と文化活用街区整備事業について(2/2)

七日町地区の目指す将来像

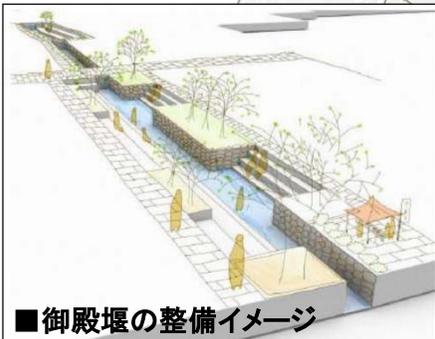
出会いを生む小径

みちと余白

シネマ通り
 娯楽と文化の通りみち。向かいの料亭の庭を感じながら、西側からの流れを放んで一体的なイメージで整備を行う。

土地のススメ
 既存の商店街との一体感、連続した街並みや娯楽と文化的なお店におすすめ。

■イメージ図



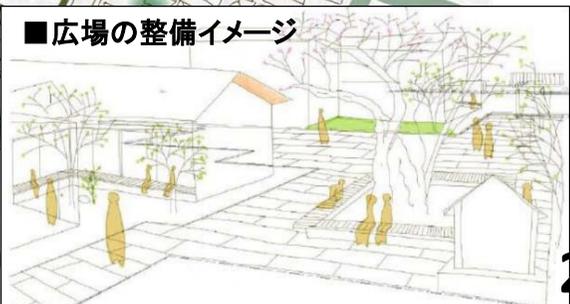
■御殿堀の整備イメージ

水の小径
 御殿堀沿いに余白としての水と出会いの道を創出する。あまり広すぎない小径を基本とする。

土地のススメ
 御殿堀の水や、こじんまりとした小径が好きは人におすすめ。

緑の小径
 料亭と旧料亭をつなぐように、小径と小庭の余白を創出する。のゝ村の「江戸彼岸桜」や建物の一部を核として、小径に向かってお店を形成する。

土地のススメ
 長く続く小径とお庭が好きの人に最適な土地。商売としては、個人向け。



■広場の整備イメージ

6. (仮称) 花小路公園整備事業

(1) (仮称) 花小路公園整備事業の概要について

■ 都市公園整備の目的と背景

「山形市みどりの基本計画」に基づき、身近な都市公園が充足していない公園空白区域への整備の推進

→ 公園空白区域の解消を図る

■ 事業概要

事業名 (仮称) 花小路公園整備事業

事業箇所 山形市七日町四丁目地内

事業期間 令和4年度から令和7年度(予定)

公園面積 A=約2,500㎡(予定)

公園種類 歴史公園(文化財等の保護、活用)

今後、公園緑地課において、料亭の庭園を広く市民に開放した魅力ある都市公園の整備を進めていく

※ 令和3年度中に公園整備に係る現況測量及び、用地測量を実施する予定



6. (仮称) 花小路公園整備事業について

(2) 公園整備に関連した留意事項について

■ 都市公園法に基づく建物の利活用について

◎ 建築面積の基準の特例が認められる場合 登録有形文化財が条件

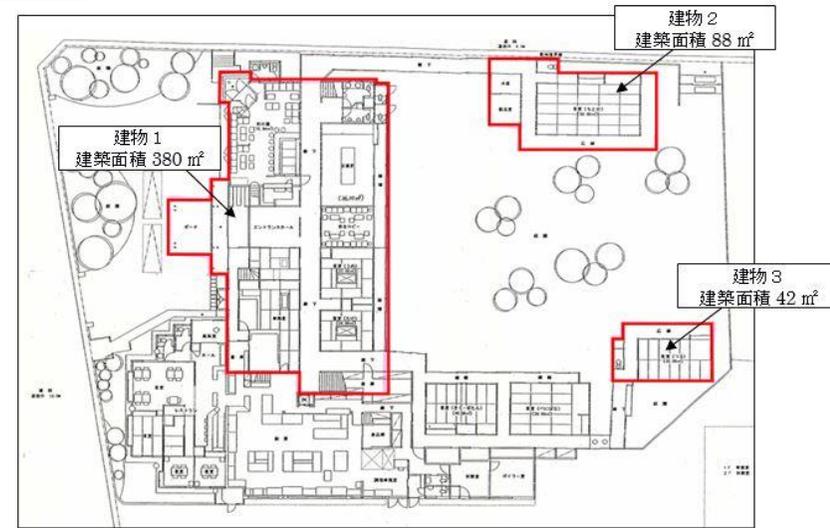
⇒ 特例建ぺい率(+20%以内)

- ・ ただし、休養施設(休憩所、ベンチなど)若しくは、
教養施設(陳列館、体験学習施設など)。
この場合、飲食については、提供でなく持参形式
にすることで可能。

◎ 都市公園内で飲食を提供するための条件

⇒ 便益施設として「飲食店」、「売店」は可能(建ぺい率2%以内)。

- ・ ただし、この建ぺい率を超える場合は、条例改正若しくは新たな条例の制定が必要。
- ・ 「料理店」については、都市公園法で認められていない施設のため不可となる。
「料理店」とする場合、公園から切り離す必要がある。



以上の条件を基に、民間事業者の皆様方による利活用案をお待ちしております！！

(参考) 山形市の担当部署



山形市役所代表電話 023-641-1212

分野	課名	担当者名	内線番号 メールアドレス
サウンディング調査	企画調整部 企画調整課	係長 五十嵐大朗 主幹 佐藤千晶	内線213・220 kikaku@city.yamagata- yamagata.lg.jp
中心市街地活性化	商工観光部 山形ブランド推進課	リーダー 池野晃央 主査 高橋昌史	内線422・409 brand@city.yamagata- yamagata.lg.jp
観光・やまがた舞子	商工観光部 観光戦略課	課長補佐 佐藤哲也 リーダー 樋口 修	内線423 kankou@city.yamagata- yamagata.lg.jp
①都市計画・ウォーカブル ②七日町歴史と文化 活用街区整備事業	まちづくり政策部 まちづくり政策課	①係長 後藤晋介 ②係長 城戸口真一	内線①518 ②514 toshi@city.yamagata- yamagata.lg.jp
都市公園整備	まちづくり政策部 公園緑地課	課長補佐 芦野知明 係長 金子健二 係長 片桐裕貴	内線527・529・530 koen@city.yamagata- yamagata.lg.jp